

平成 23 年度第 1 回危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会 議事録（案）

- 1 日時：平成 23 年 8 月 30 日（火） 14 時 00 分から 16 時 00 分
- 2 場所：金融庁中央合同庁舎第 7 号館 11 階共用会議室（1114 共用会議室）
東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 1 号
- 3 出席者 内池委員、大竹委員、大谷座長、笠井委員、越谷委員代理（村上）、小林委員、西委員
西浦委員、畑委員、松木委員、緑川委員、森委員、和田委員

4 配布資料

<資料>

[資料等一覧]

- 資料 1－1 危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会委員名簿
- 資料 1－2 危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会開催要綱（案）
- 資料 1－3 検討会の趣旨について
- 資料 1－4 現行制度の概要について
- 資料 1－5 他法令に係る認定事業所制度の概要について
- 資料 1－6 認定事業所で発生した事故の状況について
- 資料 1－7 認定事業所への立入検査時の指摘事項の内容について
- 資料 1－8 検討会事項及び留意点について
- 資料 1－9 検討スケジュール（案）について

[参考資料一覧]

- 参考資料 1 関係法令抜粋
- 参考資料 2 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について（平成 11 年消防危第 22 号）
- 参考資料 3 認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について（平成 21 年消防危第 207 号）
- 参考資料 4 平成 22 年中の危険物に係る事故の概要の公表（平成 23 年 5 月消防庁報道発表資料）

5 議事

（1） 検討会の趣旨について

資料 1－3「検討会の趣旨について」に基づき、事務局より説明が行われた。委員から特段の意見はなかった。

（2） 現行制度の概要について・他法令に係る認定事業所制度の概要について

資料 1－4「現行制度の概要について」、資料 1－5「他法令に係る認定事業所制度の概要について」に基づき、事務局より説明が行われた。

【委員】 消防法の認定事業所が認定事業所の要件に適合しなくなった場合の取消しは、行政手続法に基づく手続きにおいて取消しをしているのか。それとも、運用上の手続きで行われているものなのか。

【事務局】 その件については、調べた上で回答したい。

【委員】 堺市消防局では、認定事業所を3つ取消した経緯があり、認定事業所運用要綱で取消しの項目がある。

【委員】 手続きのあり方に関係すると思うが、消防の認定事業所は、17事業所あり、最初のほうでは、平成11年から平成13年に取得され、福岡では平成14年から平成17年に取得されている。それ以降認定事業所を取得する事業者がないが、これは認定事業所の申請がないのか、それともほとんどの事業者が取得したことによるものなのか。

【事務局】 実際のところ、大きな事業所で保安管理ができるのであれば、制度を利用するメリットがあると思うが、小さな事業所では、消防の検査を受けた方が早いと考えているのではないか。

【委員】 それでは、平成11年から平成13年に取られた事業所では、必ず更新されているのか。更新されているのであれば、その事業所はメリットがあると思うから更新している。

【事務局】 変更工事を頻繁に行う事業所にはメリットがある。あまり変更工事を頻繁に行わないところでは消防の検査で対応できてしまうと考えられる。

【座長】 高圧ガス保安法で認定事業所になっているところは、消防法の認定事業所になってもおかしくないポテンシャルを持っているはずである。

【委員】 高圧ガス保安法の認定事業所と異なる点は、消防は、市町村消防であることから、非常に処理が迅速で早急のお願いをすれば検査をしてくれることもあるのかと思われる。

【座長】 自分達で書類を作るのなら、来てもらった方が早い。

市町村で行うのなら、小回りが利くが、市町村ごとに人員とか予算も違う。

人員が十分にあれば、当然スピードも速くなるし、教育等をすれば検査に対する能力も非常に高まる。市町村の予算、規模、体制、能力の統制を図れないと全国一律は難しい。

【委員】 職員が比較的まかなえていて、基本は検査に入ることと、即日交付を徹底的にやっているのも、事業所のほうで不都合があるということは聞いていない。

【委員】 即日交付が大きい。高圧ガス保安法では、即日交付がない。

認定業者、認定施行者が工事を行い、工事の認定は施行者が行い、完成検査については、事業者が認定する。二つ組み合わせると、即日交付で完成次第運転に入ることができる。

【委員】 認定事業所のヒアリングの中で言われたとおり、即日交付で、その場で運転できるメリットがあると聞いている。あと、費用の面で、もう少しメリットがあればということも聞いている。

【委員】 手続きのあり方についての不満は出てこなかった。

【座長】 手続きをこれ以上迅速に行うことについては、メリットがあるのかは微妙なところである。

あとは、企業の社会的な責任と言うか、北海道の1件というのは、苫東石油備蓄基地であって、実物的なニーズは余りなかったのだろうけども、自主保安の促進、推進という意味では、認定事業所の取得が良いということであった。このような考え方をしてくれれば、認定事業所数は増えるのかも知れない。

【委員】 認定事業所はどう感じているのか。ヒアリングしたほうが良いのではないか。

【委員】 会社の方針により、3法の認定は全部持っている。メリットと言われるとほとんどない。検査組織で、自主検査組織、検査管理組織の二つの組織をつくって仕事が増える。逆に仕事が増えることによって危険物に対するものの見方とか、全体のレベルが上がることはメリットではある。金

銭的なメリットはない。ただ、申請手数料は高圧ガス保安法に比べると安い。高圧ガス保安法のメリットというと、2年、4年の連続運転が出来る。トータルすると、完成検査の制度はメリットがないのが現実である。ただ、自主保安のレベルは上がる。設備管理、運転管理、保安管理面のレベルは上がってくると思う。それで、この3法を全部取っていて、今も運用している。現場での仕事は増えるが、書類を作成して、消防に確認してもらい、口頭で許可をもらい、すぐに運転しているので、それほど不便は感じていない。一番良いのは、土日でも完成検査が出来るようになれば良い。

- 【委員】 消防から見ると、完成検査に行かないということは、消防職員にとってはマイナス面である。認定事業所にあつては、行きたくても行けない。メリットと言え、手数料を貰って検査に行かないこと。
- 【座長】 認定事業所制度の現状を事業所側と消防側からいろいろな見方があるということをご理解頂けたと思う。

(3) 認定事業所で発生した事故の状況について

資料1－6「認定事業所で発生した事故の状況について」に基づき、事務局より説明が行われた。

- 【座長】 これは認定の条件に関わるような事故ではないと思うが、全部で60件もあるなかで、そういった事故はないのか。
- 【事務局】 60件全ての事故の詳細を把握できていないが、その種の事故が発生すると、認定の取消しになってしまう。継続して認定事業所であれば、そのような事故はないと思う。
- 【座長】 完成検査で見落としてしまった為に起こった事故かどうかというところがポイントである。
- 【委員】 流出事故は9件あるうちの2件を事故事例として載せているが、別紙で平成22年では、流出事故は5件で、平成21年は4件あり、調査期間が平成21年8月31日から平成22年12月31日の間であれば平成21年は2件で、合計7件ではないのか。
- 【事務局】 確認して、訂正があれば後ほど資料を差し替える。
- 【委員】 明らかに調査期間が平成21年8月31日から平成22年12月31日となっているので、確認をお願いします。
- 【委員】 2ページの事故の要因で破損とかどこまでさかのぼるかが、腐食等劣化から破損した順が重要なのではないかと。誤操作で破損したのか、操作確認不十分とか、どこまでさかのぼるか、腐食劣化などで起きてしまった理由としては、検査期間が不十分なのか、検査計画が不十分なのか、すぐには結論でないと思うが、破損については操作確認不十分の方が、もしかしたら事故原因としては、優先順位が高くなる。腐食劣化をみても、もしかしたら検査期間不十分の括りなのか、もともと設計としてあり得ない材料を使っているとか、腐食劣化で終わってしまうと、見えてこないデータもあり得る。
- 【座長】 検査に関わるところが、浮き出てくるような調査をしてもらいたい。

(4) 認定事業所への立入検査時の指摘事項の内容について

資料1－7「認定事業所への立入検査時の指摘事項の内容について」に基づき、事務局より説明が

行われた。

- 【委員】 1 ページの主な指摘内容の製造所で、防油堤を 20 号防油堤にしたほうが良い。
- 【委員】 自主管理体制で、非常によい事業所で、点検も良くやられている事業所が、認定されていると思うが、この中に出てきた指摘内容で、無許可変更や保安監督者の未選任など、どちらかという重要な事項があり、たまたま何かの理由があったのだと思うが、それで他の認定事業所以外の事業所と比較して、同規模の事業所と比べても、認定事業所は指摘が少ないことが分かれば良いのでは。
- 【座長】 そこは管轄の消防本部の感触を聞かないと難しいと思う。
- 【委員】 立入検査のマニュアルは出来ているが、各消防本部のマニュアルのとらえ方によって違っている。そこをよく考えて、統計に反映しないと。また、やったことが本当に正確かどうか見えてこないような気がする。ただ、やればよいというものではない。
- 【委員】 認定事業所で無許可変更は考えられない。

(5) 検討事項及び留意点について・検討スケジュール（案）について

資料 1－8「検討事項及び留意点について」、資料 1－9「検討スケジュール（案）について」に基づき、事務局より説明が行われた。

- 【委員】 検討項目 1 は検討会の趣旨についても関連するが、分析事項をどうフィードバックするかで、分析項目が違ふと思う。どのようなフィードバックを目的に分析されるのか。そうしないと分析項目も出てこない。何の為にやるのかで、分析項目も違ってくる。具体的な検討項目について分かっていたら教えて頂きたい。
- 【事務局】 項目については、これから検討していくところであるが、例えば、事故が起きた場合に、事故が発生した部分についていつ変更工事が行われて、どのくらいの期間経っていたのか、施工については、どういう工事が行われて、どういう原因で事故が発生してしまったのか、変更工事に絡んだ内容なのか、どのような完成検査が行われていて、それが不十分だった為に事故が起きてしまったのかということを分析していくことを考えている。
- 【座長】それほど影響がないと思うが、制度の根本に関わっているから、無いことを確認する意味で実施するということですね。他の法令からみた認定事業所の事故の発生状況もそうした視点で行うのか。
- 【事務局】 そのような視点で、比較をするという趣旨で、関係省庁へ情報提供を頂ける部分があればお願いをしながら、情報を集め分析していきたいと思う。
- 【委員】 事故と立入検査の結果・分析については、認定事業所としては、相応しいのか、大丈夫なのかという視点で分析をして頂きたいのと、閣議決定の中では、完成検査を省略することをイメージしていると思うが。検査を省略しないのであれば、消防職員数が少ないなかで、出来るだけ効率的に検査をしたいと考えている。現地に行く機会がないということは、消防の検査力という問題も一方であるかもしれないが、少ない職員の中で、合理的に検査をしていくという形では、自主保安体制を確立してやっていくことは良いと考える。ただ、今後、検査を省略しないでやってい

くとなった場合は、やっぱり自主保安をしっかり確保していってもらわないと、消防も責任を負わなければいけない。そういったことを十分に検討して頂いて、どのような形で迅速化していくのか、方向性を示して頂ければ有難いと思う。

【事務局】事故の発生状況や立入検査の指摘事項の分析を行うが、一方で認定事業所であるべき姿とはどうかというと同時に、発足して10年近く経ち、この間にいったいどうだったのかが分かっていない状況があり、認定事業所としてやっていく場合に、消防機関が完成検査を必ずやらなきゃいけないのかということについて、フィードバックさせて頂いて、そういう詳細な分析結果を踏まえて行ければと考えている。

【委員】これは要望だが、認定事業所というのは保安の為の優れた体制を有することが実績からも、明らかであると認める事業所を位置づけている。

そういう意味では、危険物施設の今後の安全を考えれば、認定事業所が増えて、全体的には安全が確保されていくというのが望ましい姿であると思う。

現在では、高圧ガス保安法による認定事業所が90事業所位あり、一方、消防法では、認定事業所は17事業所しかなく、大きな差がある。この差は何かを求める場合、認定事業所の事故や立入調査を分析して、いろいろな問題点を踏まえて、改善していき、消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法の認定事業所制度が全体的に広がっていくことに繋がるように調査のデータを生かしてもらいたい。

【座長】こういう制度は始めると見直しの機会は少ないと思う。

今回の検討会の目的は、手続の迅速化ということだが、事故の件数や立入検査の指摘も調べるわけだから、これまでの認定事業所はどうだったのか。一遍見直すということも考えても良いのではないか。大変な作業であるが、余裕があれば、是非、やっておいた方が良い。

(6) その他

第2回検討会は、12月中旬を目途に開催することとされた。

以上